

(別紙)

令和5年度 中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J) 実施要項
(対象：都外中学校等に在籍する生徒及び中学校を卒業した者) の訂正について

<訂正箇所【15 ページ】>

第3 中学校を卒業した者に関する事項

第3-3 卒業者の手続き

(5) 結果 (ESAT-J GRADE) を都立高等学校入学者選抜における調査書に記載

正	誤
<p>(5) 結果 (ESAT-J GRADE) を都立高等学校入学者選抜における調査書に記載</p> <p>※ <u>ESAT-J を受験した卒業者の結果を必ず調査書に記載する。</u>卒業者は、中学校へスコアレポートを持参し、調査書の作成を依頼する。ただし、<u>令和6年3月31日現在、満20歳以上の卒業者</u>については、調査書の作成の必要はない。</p> <p>※ 調査書に ESAT-J の結果を記載して提出する対象の選抜は、第一次募集・分割前期募集でリスニングテストを含む英語学力検査を課す学校 (エンカレッジスクール、チャレンジスクール、英語学力検査を実施しない学校、及びリスニングテストを実施しない定時制課程校は対象外) とする。</p>	<p>(5) 結果 (ESAT-J GRADE) を都立高等学校入学者選抜における調査書に記載</p> <p>※ <u>ESAT-J を受験した卒業者の結果を必ず調査書に記載する。</u>卒業者は、中学校へスコアレポートを持参し、調査書の作成を依頼する。ただし、<u>成年年齢に達した卒業者</u>については、調査書の作成の必要はない。</p> <p>※ 調査書に ESAT-J の結果を記載して提出する対象の選抜は、第一次募集・分割前期募集でリスニングテストを含む英語学力検査を課す学校 (エンカレッジスクール、チャレンジスクール、英語学力検査を実施しない学校、及びリスニングテストを実施しない定時制課程校は対象外) とする。</p>